

第 18 回勢田川等水面利用対策協議会 議事概要

令和5年1月30日（月）14:00～16:10

三重県伊勢庁舎 401会議室

1. 開会

○「第18回勢田川等水面利用対策協議会」を開会した。

2. 配付資料の確認・委員の紹介

○配付資料の確認と委員の紹介を行った。

3. 挨拶

○中部地方整備局 河川部 水政調整官より委員代表挨拶を行った。

4. 議事

○（1）勢田川等水面利用対策協議会の取組みについて

事務局から配付資料により説明を行った。

○（2）当初からの協議事項について

事務局から配付資料により説明を行った。

○（3）報告事項について

事務局から配付資料により説明を行った。

＜1＞[委員からの意見] 4条件×の23隻の不法係留船は、放置船が殆どなのか。

[事務局回答] 意見のとおり。

＜2＞[委員からの意見] 大湊川の候補地の占有者調整が困難とのことだが、今後どの様に対応していくのか。

[事務局回答] エリア分割や公募も視野に入れた調整を行っていく。

○（4）協議・検討事項について

係留場所の確保：新たな係留場所（資料P13～P17）

事務局から配付資料により説明を行った

＜1＞[委員からの意見] 資料P14：場所①の栈橋は使用する前提での場所の協議なのか。栈橋は洪水や津波に対して凶器にもなりうるが。

[事務局の考え] 栈橋を使用する前提ではなく、場所そのものが係留場所に相応しいか否かの判断となる。

＜2＞[委員からの意見] 資料P14, P15は当初から不法係留扱いとして対応してきたので、ここで認めるとなると、指導により適正な係留場所に移動した船への影響が大きすぎる。また、不法係留船の殆どが大湊川にあり、この場所を認めたとしても移動してこないのではないか。

[事務局の考え] 16隻分係留場所が不足していることから、頂いた意見や提案場所の背景も踏まえて委員の皆さんに判断してほしい。

- 〈3〉〔委員からの意見〕今回提案にされた場所が認められたら、今後別の場所で係留場所希望有れば認めていくのか。係留場所が際限なく増えていくと思われるが。
- 〔事務局の考え〕今後も係留場所希望有れば今回の協議会の様に、前提条件や背景を提示したうえで諮ることになる。しかし、不法係留ゼロを目指す中では、係留場所が際限なく増えていくとは考えていない。
- 〈4〉〔委員からの意見〕係留場所を管理する「適正な管理者」とはどういった者になるのか。
- 〔事務局の考え〕資料 P16 に示す条件に見合う管理運営出来るか否かが「適正な管理者」の基準となる。
- 〈5〉〔委員からの意見〕資料 P14：場所①の棧橋所有者は、この提案の事知っているのか。使用前提で有れば所有者との調整が難航すると思われるが。
- 〔事務局の考え〕新たな管理者が棧橋使用するかどうかで対応が変わる。使用しないのであれば、不法設置棧橋として撤去指導し、使用するのであれば、流出防止措置を講じたうえで所有者と調整することになる。
- ⇒資料 P13～P15:協議事項 1（係留場所）が不承認により資料 P16:協議事項 2（公募）は不成立

係留場所の確保：係留が認められる施設（資料 P18）

事務局から配布資料により説明を行った

- 〈1〉〔委員からの意見〕大湊の占用は伊勢湾漁協がやっていただければいいのではないかと。また、漁協が難しいのであれば、大湊川に近い南平造船がやっていただければいいのではないかと。
- 〔事務局の考え〕提案はお聞きする。
- 〈2〉〔委員からの意見〕資料 P14 の棧橋について、処分していいのであれば、半分は一色大橋下流左岸の占用地で、半分は物揚場の入口でそれぞれ設置して使用してみてもいいのではないかと。
- 〔事務局の考え〕一色大橋下流左岸での使用は検討する。物揚場での使用は、現状だいぶ浅いので難しいと思われる。
- ⇒公募も視野に入れた管理者調整を行っていくことで承認

スケジュール（資料 P19～P20）

事務局から配布資料により説明を行った。

〔委員からの意見〕異議なし

⇒承認

○（５）その他 次回協議会の開催時期について

次回協議会は、令和 5 年度の中で進捗状況を勘案し、具体的な開催時期は事務局から後日お知らせする。

〔委員からの意見〕異議なし。

5. 閉会

- 「第 18 回勢田川等水面利用対策協議会」を閉会した。

（事務局作成）